

諸室計画

区分	諸室名等	数	面積	概要・留意事項
保育室等	0歳児室	1	75㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に設けること。 ・調乳室および沐浴室と隣接させること。 ・園庭に直接出入りできるようにすること。
	1歳児室	1	110㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に設けること。 ・木浴室および乳児用トイレと隣接させること。 ・0歳児室と可動式間仕切り等を介して隣接させ、一体的な利用を可能にすること。 ・園庭に直接出入りできるようにすること。
	2歳児室	1	100㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に設けること。 ・乳児用トイレと隣接させること。 ・園庭に直接出入りできるようにすること。
	3歳児室	1	70㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・2階に設けること。 ・幼児用トイレと隣接させること。 ・可能な限りテラス等の外部空間と連続させ、保育室の接地性の確保に配慮すること。
	4歳児室	1	70㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・2階に設けること。 ・可能な限りテラス等の外部空間と連続させ、保育室の接地性の確保に配慮すること。
	5歳児室	1	70㎡ 程度	
	調乳室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児室と隣接させ、間仕切り等は対面式キッチンのように0歳児室の園児が見えるような構造とすること。
	沐浴室	2	—	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児室および1歳児室と隣接させること。 ・0歳児用と1歳児用は兼用不可とし、年齢別に個別に設けること。
	遊戯室	1	180㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・専用室としては、180㎡程度を確保すること。 ・入園式や園児の発表会、雨天時の運動スペース、各種イベント（映画の上映会等）の会場として利用できるよう、遊戯室の専用室と保育室や廊下等の共用スペースとの一体的利用により、可能な限り広い活動空間が確保できるよう配慮すること。 ・柱等が部屋の中央部に出ることのないよう配慮すること。 ・体育用具や大型楽器等を収納できる倉庫を隣接させる、もしくは同じ階に設置すること。
	子育て支援室	1	100㎡ 程度	<ul style="list-style-type: none"> ※在園児以外の、地域における未就園児を対象とした子育て支援活動実施の際に使用する教室です。 ・地域に開かれたスペースとして利用できるよう、玄関ホールや公園に近い位置に配置し、公園からも直接出入りできるようにすること。また、公園からの外来者等を職員室から把握できるようにす

				<ul style="list-style-type: none"> ・ることが望ましい。 ・子育て支援事業を行わない場合は、絵本の読み聞かせや個別対応が必要な園児の保育、延長保育、小会議等多目的な利用が可能となるよう、絵本棚の設置や倉庫の隣接配置等利用しやすい部屋とすること。
	絵本スペース	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の3～5歳児が自然と交流ができるよう当該保育室が配置される2階に設置すること。また、1階にも設置されていることが望ましい。 ・廊下や空きスペースを活用し、異年齢児の交流を促すことができる位置に、児童が落ち着いて本を読むことができるスペースや生き物観察ができる環境を確保すること。 ・絵本棚や水槽を設置すること。
	特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・主採光面の向きは、日照、採光、通風等の温熱環境に配慮するとともに、隣接民家等への騒音や視線によるプライバシー干渉等各種影響に配慮すること。 ・保育室については、中間期には自然通風を確保でき、夏季には西日対策を行える構造とすること。 ・保育室の形状については、職員からの死角が生じないよう、できる限り正方形または長方形とすること。 ・廊下からは、保育室への視認性をもたせた仕様とするとともに、保育室の出入り口周辺は、園児が識別しやすいよう画一性を排する工夫を行うこと。 ・乳児室（0～2歳児室）は、木の柔らかさ、温かさが感じられるよう、木を素材とした保育室とすること。 ・各保育室には最大受入可能園児数に見合った保育教材等が収納可能な物入れを設置すること。 		
職員室等	職員室	1	80m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に設置すること。 ・書類棚およびFAXコピー複合機を設置したうえで、フリーアドレスでの利用が可能な机15席の執務スペースを確保すること。 ・給湯設備を設置すること。 ・幼児用ベッドが1台設置できる医務スペースを確保すること。

	職員休憩室	1	8畳程度	<ul style="list-style-type: none"> 職員5名程度が食事をできる和室とすること。 給湯設備を設置すること。ただし、職員室の給湯設備と兼ねることも可とする。 可能な限り1階の職員室に近い位置に配置することが望ましいが、2階に設置する場合は、職員の動線に配慮すること。
	相談室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 職員室や玄関ホールから近い位置に専用室として設けること。 保護者面談等において利用するため、プライバシーに配慮した仕様とすること。
	更衣室	1	—	<ul style="list-style-type: none"> 男女別に設置し、それぞれ以下の職員用ロッカーを設けたうえで十分な広さとすること。 職員用ロッカーの規模は、1台あたり幅30cm・奥行き50cm・高さ90cm以上の2段構造のものとする。 男性更衣室には既製品ロッカーを10人分程度、女性更衣室には既製品ロッカーを50人分程度それぞれ設置すること。 可能な限り1階の職員室に近い位置に配置することが望ましいが、2階に設置する場合は、職員の動線に配慮すること。
調理室等	食材専用搬入口	1	合計 110㎡ 以上	<ul style="list-style-type: none"> 園児や保護者等が利用する玄関とは別に、調理用食材専用搬入口を1箇所設けること。 登園および降園時等における園児の動線への影響を最小限に抑え、外部とスムーズな搬出入ができるよう配慮すること。 食材専用搬入口から検品室、下処理室、調理室、食品庫へのスムーズな動線を確保すること。
	調理室	1		<ul style="list-style-type: none"> 1日最大180食程度の園児の食事（離乳食含む）の提供および4名程度の調理員による調理業務に必要な広さを確保すること。 室内のレイアウトについては、衛生面への配慮および職員の動線、食品の加工過程等の機能性に配慮すること。 各保育室への配膳がスムーズに行えるような動線、設備等を確保・提案すること（例：エレベーターの活用、ダムウェーターの設置等）。
	検品室	1		<ul style="list-style-type: none"> 搬入された食材を検査する部屋を確保すること。

	下処理室	1		<ul style="list-style-type: none"> ・搬入された食材の下ごしらえをする部屋を確保すること。
	洗浄室	1		<ul style="list-style-type: none"> ・食器洗浄を行う部屋を確保すること。 ・室内には配膳車の設置スペースを設けること。 ・独立した室とせず、調理室内へ同機能を有したスペースの設置も可とする。
	調理事務室	1		<ul style="list-style-type: none"> ・4名程度の調理員が事務を行い、休憩できる部屋を確保すること。なお、休憩用の部屋は、職員休憩室と兼ねることが望ましい。
	調理員用トイレ	1		<ul style="list-style-type: none"> ・調理員が専用で利用するトイレを確保すること。
	特記事項			<ul style="list-style-type: none"> ・各諸室等については、食材の搬入や調理業務、配膳、ごみ捨て等をスムーズに行えるよう一体的に計画したうえで1階へ配置し、調理室・検品室・下処理室・洗浄室と隣接させたごみ捨て専用の勝手口を1箇所以上設けること。 ・ごみ捨て専用勝手口については食材専用搬入口と兼ねることも可とするが、その場合、調理に関係する動線の妨げとならないよう十分な間口等を確保すること。 ・ごみ捨て専用勝手口付近に、75ℓゴミペール3つを置けるゴミ置き場を確保すること。また、付近に散水栓を設置し、ゴミ置き場を清潔に保てるようにすること。 ・食育の観点から、園児から、調理員が調理している姿が見えるようにするなど、調理室が園児になじみやすいように工夫すること。
共用スペース	玄関ホール・ 玄関昇降口	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・園児および保護者が登降園する際に十分な広さとする。 ・職員室から外来者等が把握できるよう配慮すること。 ・玄関昇降口または玄関底部分に、折りたたんだベビーカー(5台程度)の置き場を確保すること。 ・登降園時に園児や保護者間での交流を行いやすい環境が確保されるのが望ましい。 ・登降園の支障とならない位置に園児および職員が利用可能な下駄箱を設けること。 ・下駄箱については園児用180足程度、職員用15足程度とし園児用と職員用を個別に設けることは要しない。

	廊下		—	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内廊下とすること。 ・スモッグ掛け等の設置を想定したうえで、園児の通行に支障のない十分な広さとすること。 ・異年齢児間での交流が図られるような、スペースが確保されるのが望ましい。
	階段	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホールから近く、諸室からの動線が偏らない位置に配置すること。 ・蹴上がり150mm以下、奥行き280mm以上とすること。 ・滑り止めや、乳幼児用および大人用の手摺り等を設置し安全に配慮すること。
	エレベーター	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関・階段ホールから近い位置に設置すること。 ・身体機能に障害を持つ乳幼児の利用も想定し、ストレッチャー対応型のものとする。
	倉庫	1以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・教材、楽器類、園行事等で使用する備品等が収納できる十分な広さとすること。 ・各階に1室以上設けること。
	乳児用トイレ	2以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能に障害を持つ乳児も利用可能なものとする。 ・1歳児室および2歳児室に隣接させ、年齢別に個別に設けること。 ・1歳児用は洋式便座4基、2歳児用は洋式便座4基（1歳児用と兼用可）および男児用便器2基を設置すること。 ・シャワーコーナーおよび汚物流しを設置すること。
	幼児用トイレ	2以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能に障害を持つ幼児も利用可能なものとする。 ・3歳児室に隣接して、洋式便座4基、男子用便器4基、シャワーコーナーおよび汚物槽を有する幼児用トイレを設置すること。 ・4歳児室および5歳児室に近接して、洋式便座5基、男児用便器5基、和式用便器1基および汚物槽を有した幼児用トイレを設置すること。 ・年齢間で兼用可とする。
	大人用トイレ	各階 1以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1階には、職員および保護者等が利用可能な多目的トイレと、洋式便座を1基以上設置した大人用トイレを、玄関・階段ホールから近い位置に1箇所以上設置すること。 ・2階には、職員および保護者等が利用可能な洋式便器を1基以上設置した大人用トイレを、階段ホールから近い位置に1箇所以上設置すること。

	洗濯 スペース	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯スペースは、乳児用トイレの汚物流しからの動線が可能な限り短くなる場所に設置すること。 ・洗濯スペースは保育環境への影響を最小限に抑えたうえで、園舎内または園舎に隣接した位置に配置すること。 ・10kgの洗濯機2台を設置できる十分な広さを確保すること ・雨天時においても洗濯および物干しが可能なスペースを確保すること。
--	------------	---	---	--